

2019年度つくば市予算編成に対する要望・政策提案

地方自治の推進	2
1. 市民自治のまちづくり.....	
2. 政策立案過程への市民参加.....	
3. 市民参加関連の取り組みについて.....	
4. 選挙投票率の向上・投票環境の整備.....	
安心・安全で暮らしやすいまちづくりの推進	3
1. 安全な自転車のまちづくり.....	
2. 公共交通.....	
3. 再開発によるまちづくり.....	
環境に配慮した住みやすいまちづくり	5
1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり.....	
2. ごみ減量に向けて.....	
3. バイオマスの利活用.....	
4. 農薬・除草剤の使用について.....	
農業政策の充実	8
1. 就農者への支援を充実する。	
2. 女性農業者への支援のための調査活動を行う。	
3. 地産地消を推進する。	
福祉の充実	9
1. 高齢者福祉.....	
2. 障害児・者福祉.....	
健やかに育つ環境づくり	12
1. 学校施設の活用によるすべての子どもの居場所づくりに向けて	
2. 学習について.....	
3. 学校給食に関して.....	
4. 学校施設の充実.....	
5. 公立幼稚園の方針の確立.....	
6. 中学校における部活動方針の策定.....	
7. インクルージョン教育の推進	
男女共同参画の推進	14
1. 職場の環境づくり	
2. 学習会などの開催	
3. ダイバーシティの推進	

地方自治の推進

「市民参加推進に関する指針」策定を経て、市民公募委員の参画、各種説明会の開催・意見募集など市民と行政が知恵と力を出し合う市民自治のまちづくりが少しずつすすんでいると評価しています。その中でも地域コミュニティのあり方についてはまだ検討が必要で、まずは私たち住民が中心となってまちづくりをすすめる環境づくりが重要と考えます。このような観点から以下について要望します。

1. 市民自治のまちづくり

- 1) 地域で問題解決できるコミュニティづくり
 - ・TX沿線開発地域における地域交流センターなどの地域拠点の整備

2. 政策立案過程への市民参加

- 1) 「市民参加推進に関する指針」「パブリックコメント手続きに関する要綱」の条例化を行う。
- 2) 審議会等の交代した委員に対して、それまでの経緯の説明などオリエンテーションを行う。
- 3) 会議終了後、時間を取って市民委員の質問を受けるなど行政がフォローする。
- 4) 会議公開について、傍聴者への資料提供の判断基準（閲覧・配布）を明らかにする。
- 5) 策定途中の市民意見の聴取を、最終段階で行われているパブリックコメントだけではなく、「市民参加推進に関する指針」策定時のようにHPで意見募集を行う。
- 6) 市民参加の取組がルール化されていることを知らせるため、HPの市民参加のページに「市民参加推進に関する指針」と共に、関連の条例・規則・要綱を掲載する。
- 7) 行政経営懇談会では施策評価を行っているが、妥当な事業選択が行われず効果的な評価を行いにくい様子が見受けられる。どのような評価を行っていくか、その為の事業選択はどうすればよいか、懇談会内で検討する。また「ABC」三段階の評価では、ほとんどの施策がB判定となり差異が分かりにくい。点数評価等への変更を検討する。
- 8) 市民提案制度について、調査研究し制度設計に取り組む。
市民が、市長へのメールや手紙、タウンミーティングなどで発言するだけでなく、市民が政策や事業の提案を行い、市民間で議論する「市民提案制度」を確立する。

3. 市民参加関連の取り組みについて

- 1) 市民への情報提供
 - ・広報つくば：通常の広報の他「お知らせ版」を作成し、月2回発行する。保存を考え紙面をA4版にする。
 - ・便利帳：高齢者についての記述部分の文字を大きく見やすくする。
 - ・高齢者福祉サービスをまとめた「ハートページ」：分かりやすく役に立つのに知られていない。
75歳以上の方へお祝い金を届ける際に、一緒に1部/世帯を配布する。
 - ・市庁舎1階の情報コーナー：アピール効果のある看板を出す。問い合わせ先を明示する。
各種計画ごとに、計画と検討した会議の議事録を展示し、その配置図を入口に明示する。（現状、議事録だけがまとめられアイウエオ順になっているので、計画と関連付けて閲覧しにくい）

教育局関係の計画なども展示する。

- ・説明会、相談会：就業している市民に配慮した開催時間帯の工夫を行う。
- ・議会の会期中、市庁舎1階（待合コーナー付近）で議会中継を放映する。

2) 地域交流センターの活用

市民が納得し利用しやすい地域交流センターとなるため、（仮）各地域交流センターだよりを発行し、センター内やHPで公表してどのような活動をしているか、利用料収入はどのように使っているかなどを知らせる。

3) つくば市中心市街地再生にあたり、市民活動センター及び市民活動エリアの拡充を行う。

4. 選挙投票率の向上・投票環境の整備

投票率の向上をめざし、選挙に行きやすい環境整備のため、次の点を提案します。

1) 投票所の増設など

- ・イオンモールは既に設置されているが、新たにイーアスつくばに設置する。
- ・移動投票所
- ・選挙割引・・・投票時に証明書を発行し、つくタクを1回無料とするなど。

2) 公職選挙法を順守し、投票時間をもとに戻し午後8時までとする。

安全・安心で暮らしやすいまちづくりの推進

1. 安全な自転車のまちづくり

つくば市では、自転車安全利用促進条例を制定し、自転車安全利用促進計画を策定して、自転車のまちづくりを推進しています。自転車はCO₂の排出がなく、温暖化対策としても自転車利用が推進されていますが、一方で、自転車と歩行者の接触死亡事故が発生するなど、自転車の安全通行に関する問題は深刻です。自転車のまちづくりを推進しつつ、歩行者の安全を確保するためには、自転車利用者への交通ルール順守の徹底などに本気で取り組む必要があります。そこで以下の提案をします。

1) 自転車利用者を交えた話し合いの場を設ける

一部の車道に青く塗装した自転車専用レーンが設置されているが、右側走行（逆走）が目につく。標識板が設置されているところもあるが、もっと目立つよう、表示方法を工夫できないか。どのような表示が効果的か、また、自転車のマナー向上について、中高生、大学生など、自転車利用市民を交えて、話し合う機会を設ける。

（交通マナー教室というスタイルではなく、どうやったら自転車のマナーが向上するか、アイデアをもらいたい、というスタンスで、話し合う機会を各学校等で開催し、担当課が参加すれば、これまでマナーが良くなかった学生であっても、解決策を考える立場に立つことによって、意識が変わるきっかけになると思われる。）

2) ペDESTリアンデッキ自転車通行について、安全対策を行う。

ペDESTリアンデッキは中心市街地の特徴であり、多くの利用者があるが、当市のペDESTリアンデッキは自転車も乗り入れができるため、歩行者と自転車の接触事故が多発しており、安全上の対策が必要と考える。

- ・ペDESTリアンデッキは歩行者優先であるという認識を利用者が持てるような工夫が必要（歩行者優先の注意喚起、自転車の速度制限など）

3) 大通りの歩道を明るく

東西大通りなど、交差点以外に街路灯が無く、夜間の通行が非常に危険である。歩行者と自転車の接触死亡事故が、このような状況で発生している。一部、大学や研究所の協力により、改善が見られるが、まだ暗いところがあり、他県から来た大学生にとって、「つくばは暗い」という第一印象が共通している。大通りの歩道に、夜間の照度基準を設定して、明るさの確保に取り組む。

2. 公共交通

公共交通は可住地面積の広いつくば市にとって、常に大きな課題となっています。昨年から本年にかけては、つくばバスの改編、つくばタクのサービス改善、新規路線バスへの補助などに継続して取り組まれており、徐々に利便性が高まってきました。特につくばタクは、予約受付回線の増設や受付の工夫により、予約がスムーズになり、相乗り率の向上が見られます。また、チケットの紙質が厚く大きくなり、使いやすくなったとの声も届いています。さらに取り組みを強化するため、以下の点を提案します。

- 1) 公共交通活性化協議会の委員に公共交通を日常的に使っている市民を公募で募る。
- 2) 要望により新たに設置したバス停について、利用の実態を調べる。利用が無ければ廃止するなど伝えて、さらなる利用をPRする。利用目標、見直しの基準を示す。
- 3) 地域ごとの継続的な話し合いの場を設ける。

3. 再開発によるまちづくり

- 1) 再開発によりこれまで築かれてきた緑豊かなつくばを残してほしいという希望がある一方、街路樹の落ち葉などの苦情も多々あり、街路樹の維持管理については賛否両論がある。

街路樹の美しさは、筑波研究学園都市地区において、魅力でもあることから以下を検討するよう提案する。

- ・街路樹等の緑を今後どう維持・管理するのかについて、住民間で協議する場を設ける。
- ・つくば市のまちづくりとして、「街路樹のあり方」や街路樹を含めた道路の改良計画を検討する。
- ・なお、街路樹及び歩道の整備については、事前の周知および意見を求め、住民と行政の意見交換会を開催する。

- 2) 中心市街地まちづくりビジョン等が定められ、戦略プランが検討されているが、要所々々で情報提供だけでなく 経過報告や市民との意見交換を持ちながらすすめるよう提案する。

- ・市民フォーラムなどを開催し、意見聴取と同時に市民がまちづくりの主体となりうる取り組みをする。

- 3) 市内には万葉集の時代から培われた地域特色のある文化・伝統が受け継がれてきた地域がある一方、最先端科学の研究所が集積するなど、最古と最新を併せ持っている。

中心市街地については、つくば駅周辺の文化施設（ノバ、カピオ、アルス）をはじめ、エキスポ センターや中央公園、センター広場、国際会議場はペDESTリアンデッキで連続して立地している。また、8000人130か国を超える外国人が住み、国際色豊かな側面もある。

さらに、芸術家や団体、また文化芸術に関して創造性豊かな団体も在住しており、これらの施設や人材、多様性を活かした文化芸術のまちづくりを進めるよう提案する。

- ・市民を交えた運営協議会やフォーラムの開催により、施設を活かせる企画を創造する。
- ・共通もしくは関連のテーマで一定期間、施設が連携した企画をおこなう。

4) 公園を積極的に活用する。

2018年夏～秋にいくつかの実証事業が行われました。公園の利用促進は市民参加の身近な一歩になります。

- ・実証事業の結果を公表する。
- ・中央公園のバーベキュー事業エリアをプレイパークエリアとして、活用する。

なお、バーベキュー事業を今後も実施するのであれば、バーベキュー事業エリアは交番前あたりに移動して屋根つきの施設にする。（より駅に近くアピール度が高くなる）

- ・公園の管理主体が市民にわかるように、公園内に明示する。

環境に配慮した住みやすいまちづくり

1. 原子力災害や放射能汚染の心配のない、再生可能エネルギー中心のまちづくり

1) 東海第二原発の事故防止

つくば市は東海第二原発から60kmの距離にあり、避難計画策定義務はないが、原発事故が起これば影響を受けるのは必至です。また、茨城県の広域避難計画では、水戸市民の避難先に指定されています。したがって、東海第二原発の事故防止は、つくば市民が安心して暮らし続けるために、喫緊の課題です。そこで、以下の提案をします。

①水戸市の避難計画におけるつくば市の役割を明確にするよう、水戸市に申し入れる。

水戸市の避難計画において、つくば市がどの程度の規模の避難者を受け入れることになるか、まだ明確に示されていません。東海第二原発の再稼働を地元自治体が判断する際には、避難計画の実効性が重要な判断基準になります。受け入れが実行可能な計画なのか、つくば市として判断するために、水戸市の避難計画におけるつくば市の役割を明確にするよう、水戸市・茨城県に申し入れを行う。

②茨城県に対し、複合災害を想定した原子力災害対策の策定を求める。

福島第一原発事故から明らかのように、原子力災害は多くの場合、震災等の複合災害になる可能性が高いと考えられるが、茨城県の計画では、複合災害の場合については詳細に規定されていません。現実に可能性の高い複合災害を想定した対策を策定するよう、また、策定が困難な場合にはその旨を速やかに公表するよう、茨城県に対し早急に申し入れを行う。

③原子力災害の心配のない市民生活を確保するため、東海第二原発の再稼働に反対する立場を、茨城県、経産省、日本原子力発電に対して伝える。

2) 放射能汚染対策

3.11福島第一原発事故はまだ収束しておらず、放出された放射性物質がどのような影響を与えるか未解明のままです。

①給食食材へ放射線の高い食材を使用しない

事故から7年が経過し、ヨウ素やセシウムの放射線量は低減していますが、未だ放射性物質が検出される食材があります。きのこ類、山菜類など、放射性物質が検出される食材は給食に使用しないようにする。

②除染した土の管理

事故発生後に、市や学校、先生の協力のもとで学校グラウンドや側溝の土などを除染し、学校敷地内に放射性物質が漏出しないように埋設して頂きました。時間が経つにつれ、埋設位置の情報がわからなくなることも考えられます。引継ぎが確実に行われ、児童生徒が立ち入らないように対処する。

3) 再生可能エネルギーの推進

原発にたよらない社会の構築に向け、つくば市でも再生可能なエネルギーの確保に向け推進していくことが必要です。原発が無くともエネルギーは足りていますが、脱原発の方針を市民に浸透させるため、代替エネルギーの普及と省エネルギー対策の推進を行う。また度重なる自然災害により、遠隔地の大規模発電に頼ったエネルギー体制の脆弱性が明らかになりました。危機管理の視点からも、エネルギーの地産地消をより一層進める。つくば市は「SDG s 未来都市」に選定されました。SDG s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)) の理念のもと施策を推進していくために、具体的な計画を立てて進めることが必要だと考えます。

①新たにつくば市全体の再生可能エネルギー推進の計画を立てる。

つくば市で利用できる再生可能エネルギーを検討し、導入計画・目標をたて実行する。

特に、公共施設への導入について、防災の面からも検討し、計画をたて実行する。

②現在、実施している公共施設・個人住宅への太陽光発電設備・太陽熱利用設備の設置についても、それぞれの具体的な導入計画・目標をたて、それに沿って確実に実施する。

2. ごみ減量に向けて

現在、つくば市の最終処分場は市外の民間処分場に委託しています。その残余年数が7年を切りました。焼却灰は年間約11,000トン発生しており、焼却ごみの減量が喫緊の課題です。

新リサイクルセンター稼働に向け、この機会を十分にいかし、ごみ削減を市の重要施策と位置付け取り組んでいただきたく、下記の施策を提案します。

1) 分別の徹底・推進

【現在回収している資源類の分別推進】

①燃えるごみの約25%をしめている紙類の分別促進

- ・小中学校での出前事業で紙類の分別を引き続き取り入れ、さらに啓発をすすめる。
- ・雑がみ回収袋を公共施設・学校などへも配布することで雑がみ分別の徹底を図る。
- ・市役所以外の公共施設・学校などのシュレッダーごみの回収に取り組む。
- ・事業系の紙類の回収を促進するため、雑がみ回収袋を配布することで啓発を図る。

②古布類の分別促進

- ・古布類の分別について、現在より詳細なチラシをつくりお知らせする。

③事業所ごみの更なる分別徹底指導

- ・現在行っている搬入調査の頻度を増やし、徹底的な指導を行う。

場合によっては、事業者を訪問し、分別の徹底につながるようにする。

- ・過去の搬入調査では大規模排出事業者以外の事業所からの燃やせるごみに、資源類が混入している状況が明らかになっているので、先進自治体の例などを参考に、分別収集の仕組みを整える（例えばオフィス町内会など）。

【新たな分別】

①プラスチック製容器包装の回収について

- ・リサイクルセンター稼働（平成31年稼働予定）に合わせて始まる容器包装リサイクル法に関わるプラスチックの回収については、市民への丁寧な説明を進める。広報紙だけのPRに留まらないよう様々な機会をつくる。

2019年3月から計画されているワークショップを各地区+市役所の7か所で開催するなど、市民が参加しやすい場所で進める。

自治会の集まり、PTAの集まり、市民活動の集まり、まつり、市民文化祭、環境フェスティバルなども有効に利用し、周知徹底を図る。

その機会を利用し、容器包装プラスチック以外の資源類の回収についても分別徹底を働きかける。

- ・プラスチック類の回収については一部スーパーマーケットで行っている資源類回収などとも協力体制をとれるよう検討する。

②シュレッダーごみについて、市役所のシュレッダーごみは回収されリサイクルされている。新たなストックヤードもできるので、市役所以外の公共施設からでるシュレッダーごみの回収にも取り組む。

③木くず類（剪定枝や板など）の分別回収を検討する。資源となるものはできる限りリサイクルに取り組む姿勢で、木くず類の再利用に取り組む。

④使用済み小型家電の回収品目を増やせないか検討する（国では現在小型家電としては28品目が指定されているが、つくば市では10品目の回収に留まっている。回収ボックスの他、クリーンセンターでの拠点回収を検討し、回収品目を増やす）。

【推進体制・広報】

①市民・事業者・行政が連携してごみ減量に取り組むため、「レジ袋削減懇談会」のような会をつくり、共に活動に取り組む。

②一部スーパーマーケットで行っている資源類回収を他店へも拡大できないか検討する。

③HPへの掲載内容について

- ・ごみ分別辞典やごみ分別アプリをHPへ掲載する。

2) 生ごみ減量施策

燃えるごみの約38%をしめる生ごみの減量

①生ごみの自家処理の推進

生ごみを自宅で処理できれば、焼却量を減らせるだけでなく、収集に伴う経費も節約できる。簡単にできる方法を知らせるために、自宅で手軽にできる生ごみリサイクルの方法の講習会を開催する。

（ダンボールコンポストモニター講習会などを行う。参加者には初心者セットを無料で配布することで実践者を増やすことを試みたらと思います。生ごみ処理容器の補助金2万円では1世帯ですが、ダンボールコンポストだったら、10世帯の実践者を増やすことにつながります）。

②生ごみのリサイクルを検討する（飼料化、ガス化、堆肥化など）。

3) 啓発する際のポイント

- ・ごみ減量の必要性、つくば市ごみ処理の実態、リサイクル率の低さなどを市民に広くわかってもらう活動を組む。
- ・いつでもどこでもごみ減量をアピールする（まつり、自治会の集まり、区長会、タウンミーティング、PTA、市の各種イベント、出前講座、広報紙などあらゆる機会を利用する）。
- ・市民と行政がともに協力して「ごみ事情お知らせ隊」など積極的な広報活動を行う。
- ・ごみ減量のアピールには、処理の実態、リサイクル率の低さ、例えば仙台市の「WAKE UP (ワケアップ)」、横浜市の「ヨコハマ G30」「ヨコハマ3R夢(ヨコハマスリム)」などのように、どこでもいつでもごみ減量をアピールするキャッチフレーズをつくり、市民にごみ削減の必要性を訴える。
- ・つくば市のごみや資源類の流れを見える化する。回収量や資源売却金なども含め、集めたものがどのように処理されているか、どのようにリサイクルされているかわかるようにする。
- ・新たに開催されるワークショップやそこに参加された方や市民団体との連携を積極的にすすめる。

3. バイオマスの利活用

H23年に市で行ったバイオマス賦存量調査やH22年に3Eフォーラムのバイオマスタスクフォースで試算したバイオマス賦存量試算結果では、刈芝、剪定枝、家庭からの生ごみなどが多い。下記の取り組みを進め、バイオマスを利活用し、循環型の社会をつくる。

- 1) 市内のバイオマスの賦存量・現在の処分方法を把握し、循環できる仕組みを構築する。
量の多いものから燃やさないですむ方法を検討し、実践する。
- 2) 刈り芝については、堆肥化ができるが、残留農薬、残留除草剤の問題がクリアできるか検討を始める。

4. 農薬・除草剤の使用について

販売店に協力してもらって農薬・除草剤購入者にチラシを配布してもらい、という取り組みをすすめていただいたことは一歩前進でした。ただ、まだ販売店で認識が低い状態のようです。徹底した周知に協力いただくために引き続き以下の取り組みを行う。

- 1) 協力店舗を増やす（全ホームセンター、全ドラッグストア）
*2018年8月現在でホームセンター5店舗、ドラッグストア8店舗
- 2) 「農薬」ではなく「除草剤」散布の際の注意事項、として市独自のものを作成する（除草剤は農薬ではない、と言う誤解が市民にあるため）
- 3) 公園や学校・幼稚園・保育園・児童館・交流センターなど、特に子どもが過ごす空間での使用自粛（殺虫剤についても同様に、安易に使わないことを徹底する。）

農業政策の充実

1. 就農者への支援を充実する。

後継者不足が続いている中、若手就農者は、将来的に農業を推進する上では重要な人材と考えられ、つくば市農業基本計画では、「担い手を30%増やす」と掲げている。

就農支援については、これまでも様々な実施されてきたが、規模の大きい就農者から、家族経営の小規模農家まで様々な営農形態があり、支援も一筋縄ではいかず、つくば市独自のより詳細なニーズ把握や実態調査が必要と考える。

また、今年3月に新規就農者を増やす呼びかけとして、若手農業者・就農希望者座談会を開催されたが、就農者が一堂に会するきっかけとして、今後も実施を期待する。ついでには、新規就農者や就農間もない農業者には、営農に関連する様々な講座や研修も大きな支援の一つと考えられる。

さらに、補助金制度等の申請手続きが多種多様であることから、ニーズやケースに応じた補助金申請についての相談やアドバイス・手続きの代行は、大きな支援になると考えられる。

以上のことから、以下を提案します。

- 1) 課題抽出・ニーズ把握のため、つくば市独自の实態調査を実施する。
- 2) 資金面の支援の一環として、補助金申請の相談だけでなく、申請手続き支援を行う。
- 3) ニーズに合った講座や研修を企画する。
- 4) 住宅支援、農地拡大などの課題解決の方法の一つとして、いわゆる「経営継承」「居抜き継承」などマッチングの仕組みづくりや交流会を企画する。
- 5) 次期(2020年以降)農業基本計画の策定へ向け、意見集約を行う。

2. 女性農業者への支援のための調査活動を行う。

社会的には少子化が問題とされており、農家の後継者不足も深刻である。一例を挙げると家族経営の農家では、出産・育児に伴う妻の休業は労働力減少に直結しており、母子保健や産休中の人手確保はままならないのが実情である。

産休中の支援として何が求められているのか、実態調査を行う。

3. 地産地消を推進する。

地産地消については、今年度ガイドラインの策定にあたり、レストランについて調査実施の予定とのことで、大いに期待される。

学校給食についても、地場農産物の契約栽培を試験的に実施したとのことであり、是非、多品目で継続する。また、使用割合については、半分の50%を目標に積極的な取り組みをすすめる。

福祉の充実

1. 高齢者福祉

つくば市では団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、高齢者人口約56,000人、高齢化率23%、後期高齢者人口が、前期高齢者人口を上回る予測がされています。ますます介護予防の充実によって健康寿命を延ばすことや、高齢者の社会参加を促すことが重要になります。誰でもが集える居場所づくりなどをはじめ、地域包括ケアシステムなど支援体制の整備が急務です。

また継続的な介護を担う人が、介護離職や介護家族の崩壊などの状況に陥らないために、様々な施策

が必要です。

1) 介護予防を充実させ、健康寿命を延ばす。

地域交流センターを地域の要とし、多世代の人の生活を豊かにする。特に長距離の移動に困難が伴う高齢者にとって徒歩移動の圏内である地域交流センターを利用することが無理なく生活を充実させることになると考え、以下を提案します。

① 地域コミュニティの中心として利用できるよう以下の三つの役割を担う。

- ・社会教育（生涯学習）の拠点（公民館として）
- ・地域の市民活動の拠点（コミュニティセンターとして）
- ・地域福祉の拠点（社会福祉協議会の地区支部として）

② センター長は1年任期ではなく継続性のある事業を進められるように複数年任期とする。

③ 地域交流センターの機能について市民を交えて議論する。

④ 各地域交流センター毎に地域住民を中心にした運営委員会を立ち上げることを提案する。

⑤ 地域の居場所としてロビーを開放する。

⑥ 大穂のいきいきプラザで行っている高齢者の体操教室を身近な各地域の交流センターで行う。

⑦ 現在地域包括支援センターは庁舎、荃崎地区、筑波地区と三カ所におかれているが、将来は17交流センターにそれぞれ置くことを目指す。

2) 高齢者を社会資源と位置付け、元気な高齢者が活躍する場や体制を作るなど積極的な参加を進める施策をつくる。

3) 介護離職を未然に防ぐ為の施策を持つ。

- ① 「介護離職は社会の損失」なので介護休業制度について行政からも周知する。
- ② 育児休暇と同様に市職員が率先して介護休業制度を利用する。
- ③ 緊急の際に対応できるショートステイ施設の拡充。

4) 担い手の育成

介護事業に携わる担い手（介護福祉士やケアマネージャーなど）の育成を着実に進める。

2. 障害児・者福祉

障害があっても、年をとっても住み慣れた地域で暮らし続けたいという思いをかなえるためには、支援が必要です。それは地域の見まもり、隣近所の声掛けや、緊急の時の手助け、あるいは経済的なものやしくみ等、公的、私的にかかわらず大なり小なりの支援が求められます。つくば市が障害児・者にとっていつまでも住みやすいまちであるよう、以下の提案をします。

1) 地域で暮らすために不足しているサービスの充実

①ケアプランについて

- ・全世代を対象としてケアプランの作成を行う。特にこれからサービスを利用する児童に対して保護者が作成するセルフプランではなく、相談支援事業者を介したケアプランの必要性を周知し、作成につなげる。

幼児期は保護者も利用できるサービスに対する知識もなく、どのような支援が必要かもわかりません。また、学齢期の間に適切な福祉サービスを利用することで、卒業後の準備も含めて、

そなえに繋がります。早期発見、早期療育、早期支援と並べてはじめて不安なく大人になる準備ができると思います。

- ・希望するサービスがケアプランに挙げられているか確認する。
- ・希望したが事業者の確保ができず使えていないサービスの実態を把握・検討し、事業者の確保に努める。

②医療的ケアが必要な人のショートステイ事業の実現。

医療的ケアが必要な人のショートステイについては現状県南に施設がないため、遠距離を移動しなければならない、本人だけでなく親にも負担が大きい。事業者に何らかの補助を行うなどして、早期の施設設置が必要。

2) 公共施設・公共交通のバリアフリー化

- ・つくタクに、一部タクシー会社が導入している電動車椅子で乗車できるバリアフリー車両の導入を進める。

あわせて運転者に研修を受けけてもらい、対応できるようにする。

3) いきいき茨城ゆめ国体 2019 全国障害者スポーツ大会に向けて

- ・東光台体育館がハンドアーチェリーの会場になることから
トイレ・・・フル装備までいかなくても広いトイレを複数準備する。
駐車場・・・身障者用駐車場をふやす。広いスペースの駐車場を確保する。
道路・・・東光台体育館へ続く歩道の補修が必要。段差があり車椅子での移動に支障がある。

4) 道路・交通関連

中心街区では、現在街路樹や街灯の整備のための工事が行われている。歩道が通行できなくなっているため、一般の歩行者だけでなく、自転車、車いす、ベビーカーなどの安全に通行できる推奨ルートを掲示する。

また、工事区間だけでなく、観光地、公共施設などにも、同様の掲示を行う。

5) 児童発達支援センターの建設に向けて

- ・「つくば市における児童発達支援センターの在り方に関する検討会」が始まっているが、当事者の声を集めて反映させることができるよう、計画づくりの折々に当事者団体などとの意見交換を行いながら進める。

6) 現在改良中のステップノートの活用

ステップノートには各々のライフステージでの積み重ねを記録するようになっているので、各事業所と連携して活用する。不十分な部分は改良していく。

- ・乳幼児のころから使い始め、相談支援事業へとつなげる。
- ・保護者はスマホで情報を得ている人が多くなっている。スマホに対応するためにアプリ化する。
- ・ノートの使い方について講習会を開催する。
- ・障害のあるなしに関わらず広く活用する。

7) 出産後の兄弟児のケア

新生児の重病が判り入院を余儀なくされたとき、兄弟児を保育所で優先的に預かってくれる仕組みをつくる。

現状では市内保育所の一時保育の利用、社協のさわやかサービスの紹介、児童養育施設での一時預かりなどを進めている。保育所への入所申込みについては一般の保育所入所手続きに準じて、毎月ごとの審査により点数をつけて入園順位をつけている。市内保育園の希望する保育所に空きが無ければ受け入れてもらえないのは一般入所希望者と同じ。

8) 特別支援教育におけるIT機器の利用に関して

各小中学校に設置されている特別支援学級では、タブレットなどの学習に使用する電子機器の持ち込みが禁止されている。高額なものであること、紛失や故障の恐れがある事、遊びとしての利用が懸念されることなど理由はさまざまではあるが、読み書き障害の場合など、障害によっては学習に不可欠なことがある。教育委員会の理解を求める。

9) 障害者の就労について

- ・地域の企業への働きかけはもちろん、障害者雇用を積極的に行う企業の誘致など、就労先の確保を積極的に行う。
- ・現在行われているマルシェへの出店は評価する。このように市役所の中にコーナーを設ける、地域交流センター等、公共施設の中に障害者団体が運営するコーヒースタンドを設置するなど、交流の場としても役立つような工夫をする。
- ・一般就労は難しいが、働く意欲のある障害者のための企業相談窓口を設置する。

10) 家庭用発電機の購入に費用補助を

在宅で生命維持装置を使っている人にとって、災害時の電源確保は大きな問題です。家庭用の発電機が必要なので、購入時に費用の一部補助をする。

健やかに育つ環境づくり

子育て・教育に関しては小中学校の普通教室へのエアコン設置、児童クラブの公営化等さまざまな事業の前倒しにより、環境が向上している一方子どもを取り巻く環境は大きく変動し、つくば市でも教育大綱の策定や小中一貫教育の見直しが行われているところです。

1. 学校施設の活用によるすべての子どもの居場所づくりに向けて

- 1) 放課後子ども教室の見直し及び充実 *提案理由については文末資料を参照。
- ①「放課後子ども教室」事業をイベント型ではなく「居場所」として位置付ける。
 - ②一律ではなく、各校・地域の状況に沿った計画を立案し、実施する。
- 2) 学校図書館のあり方 *提案理由については文末資料を参照。
- ①学校規模に関わらず全小中学校に専任の司書または司書教諭補助員を全日（8時間）通して最低1名配置する。
 - ②放課後子供教室事業との一環として、または独立事業として放課後の学校図書館の開放を実施する。

2. 学習について

- 1) つくばスタイル科の見直し

「つくば・スタイル科」は単なる総合学習とは一線を画した学びである、というコンセプトのもとに進められてきましたが、現場ではとまどいも多かったということで、指導案を積み上げたパッケージ化が進みました。そのことで、逆にパッケージ以外の授業は行わない（本当はもちろん自由裁量であるが）という認識になっています。その点の見直しをすすめる。

2) ICT教育の見直し *提案理由については文末資料を参照。

- ①つくば市として、どのような設備を備える必要があるのか、メリット・デメリットは何か、何を目的として教育活動に使うのかを明らかにする。
- ②特別支援教育において必要とされる児童・生徒へは積極的に使用することを許可する。
（「読み書き障がい」へのタブレット使用などを指します）

3) ICT活用の前提となる基本的な能力をつける

ICTが発達しても、それは道具・手段であって正しく使えるためには基本的な能力、思考、判断力の養成を目標とする。

4) つくばチャレンジングスタディの見直し

- ・無料塾などの拡大支援に切り替える。

チャレンジングスタディのソフトについては、特別支援教育、貧困対策であるとの回答を昨年いただきましたが、双方向性がなく、データ蓄積による本人の伸びを確認することもオンライン上はできません。このようないわば「画面上のドリル」に年間250万円の維持費を支払うか検討が必要です。特別支援教育、貧困対策、またそれ以外の子への学習支援にしても、動機づけと学習継続を促すためには「人」の見守り、励ましが欠かせません。無料塾などの拡大支援に切り替える必要があります。

5) 学びの広場、未来塾の見直し

夏休みを利用して行われるこれらの事業ですが、形式として一斉ドリル→採点の形を取る学校がほとんどです。普段の授業ではできない、理解できていなかった箇所の個人指導を中心とした学びになるよう改善を求めます。

3. 学校給食に関して

1) ガイドライン策定について

2018年に学校給食についてのガイドラインが策定されるにあたり、下記の項目を導入する。

- ①原則週5日の米飯給食の実施
- ②使用する農畜産物の安全性の確認（栽培方法、農薬等化学物質の混入リスクをできるだけ減らすための方策）
- ③調理済み加工食品をできるだけ減らすこと。

2) 新設校には自校式給食を導入する。

4. 学校施設の充実

- 1) 小中学校のトイレの改修については前倒しでの整備を引き続き行う。
- 2) 教育施設のバリアフリー化についても各施設の状況を調査し、引き続き推進する。
- 3) 公立保育所は施設の老朽化が著しいため、建て替え、必要な修繕などをすすめる。

- 4) 今年度、学校プールの老朽化が顕在化しました。今後拍車がかかると思われます。共同利用、民間活用、地域への開放を含め学校プールをどうするのかについての方針を明確に持ち、それに向けた計画を立案する。

5. 公立幼稚園の方針の確立

公立幼稚園の役割は地域で子どもを育てることにあると考えますが、園児減少対策として3年保育に向けての検討が始まっていることを評価します。検討にあたっては、これから入園する保護者をはじめ、市民を交えた審議会等で公立幼稚園の指針を決める。また、園によっては新興住宅地からの入園者が殺到し、駐車場の不足などがみられます。新園の設置は難しくても園バスを回す、幼稚園の通学区を再編するなどの方法を利用者と協議する。

6. 中学校における部活動の方針の策定

部活動の外部講師委託のための費用を予算化する。

教員の負担軽減などを目的とした部活動の方針が示されました。教員の負担軽減は歓迎すべきことですが、外部講師への委託には費用がかかります。現在3つの中学校で従来の部活動に囚われない形の放課後のスポーツが推進されていますが、費用捻出のために「アイラブつくば補助金」を申請している状況です。「アイラブつくば補助事業」は同一事業3年連続を限度とされており、継続的な学校事業にはなじまないため、予算化を要望します。

7. インクルージョン教育の推進

茨城県では「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を平成27年4月に制定しました。これによりインクルージョン教育の重要性がますます高まっています。

就園、就学、進学の際には、必要があれば十分な支援を行えるよう予算措置をし、すべての子どもが障害があることを理由に教育を受ける機会を損なうことのないよう、希望する幼稚園や学校に、就園、就学できるよう図る。

男女共同参画の推進

誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、人と人が助け合い補い合う社会の基本は、差別のない人権を認め合う社会です。性的マイノリティの人たちを含め様々な人たちの共同参画社会を目指していかねばなりません。

1. 職場の環境づくり

性別に関わらず育児休業・介護休業制度が利用でき、在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な勤務体制の職場環境づくりをすすめる。

2. 学習会等の開催

市内中学生・保護者に対して、セクシャルハラスメント・ドメスティックバイオレンス（デートDVを含む）についての学習会を計画し、前述の問題に関する知識や実体験の情報を得る機会をつくる。

3. 人間社会の多様性（ダイバーシティ）推進について

人間社会の多様性（ダイバーシティ）について理解を深め、推進体制づくりを進める。

* 補足説明

《放課後子ども教室について》

文部科学省が「放課後子ども教室」を導入した一番の理由は「学童クラブなどへの加入の有無にかかわらず、すべてのこどもに多様な体験・活動を」を実現すること（26文科生277号）でした。そこで目指すべき方向性として、放課後子ども教室の毎日の実施または定期的な実施（週1～2回程度）、また学校施設（体育館、図書館、校庭）の利用促進が掲げられています。実際に茨城県内の他の自治体でも週5回（守谷市、竜ヶ崎市）週2回（土浦市）、週1回（牛久市、土曜日のスポーツ教室）など積極的な居場所づくりが行われています。イベントではなく、一日の学業を終えた子どもたちがホッとできる「居場所」であるためには、現在のつくば市が開催している年1～2回、多くて毎月、という頻度では難しいのではないのでしょうか。実際に今年から週1回の開催と毎日の交流ひろばが実施されている秀峰筑波義務教育学校では、子どもたちがサポートする大人に本音をぶつけられるようになっている、連続開催なので季節の流れを教えたりできる、という報告があります。こうした形を拡大するには現在の同事業位置づけの見直し、学校への説明と協力が欠かせません。各校のニーズに沿った計画の立案と実施をすることを提案します。

《学校図書館》

小規模校であっても、子どもの図書館へのニーズは大規模校と何ら変わりなく、昨年の回答にある「児童数に応じた比例配分」は利用者である子どもの立場に立っているとは言えません。

また、中学校においては昨年の回答に「小学校の児童会活動で得た運営のスキルを活かす」とありましたが、小中での委員会活動の継続は子どもの義務ではなく、少なくともそこに頼ることを前提とした運営はリスクが高いのではないのでしょうか。自治的な学校の図書委員活動は必要ですが、見守り、指導し、また積極的に授業に関わる立場としての専任司書が必要だと考えます。現在各校に配置されている「司書教諭」は、多くの場合担任はもちろん学年主任などを兼ねている場合が多く、学校全体のための学校図書館という立場で関わることは難しいのが現状です。

中学校における「学校図書協力員」の週1日勤務では図書委員とのコミュニケーションを図るには十分とはいえません。まず「いつでも利用できる」図書館であることが生徒に身近な図書館となる第一歩となります。

現在、いくつかの学校では学童クラブ以外の生徒も児童館を利用して放課後を過ごすことが認められています。同様に、図書館で放課後を過ごすことのできる自治体は多くあります。または放課後子ども教室として図書館開放を検討してください。

日常の学校生活は大変忙しく、子どもたちは図書館を利用できるのは2回の休み時間、各15分が最大というのが現状です。図書の返却と貸出で精いっぱい、それも学校によっては週1回程度という著しい制限がかかっています。

2018年8月に吾妻小学校で試験的な試みとして学校図書館開放を行いました。2日間で延べ100名の来訪者がありました。宿題をするのも自由な姿勢で読書するのもOK、ということで児童の伸び伸びとした表情が見られました。放課後においても図書館を利用したいニーズはあるはずで、すでに多くの自治体で実施されており、つくば市でも十分可能だと考えます。

《ICT教育について》

①ICTを道具として使いこなせることはこれからの教育に必要であると考えますが、「道具」についてはどこまでいってもゴールはありません。何のために行うのかという目的を明確にし、そのためにのみ使用するという明確な態度が必要です。

ソフトウェアでは、つくば市では「スタディノート」というソフトを使用している授業が行われていますが、残念ながら汎用性がありません。生徒は中学校卒業後に新たなソフトの使い方を習わなくてはなりません。小学校では無理なICTでのプレゼンなどはやめ、その基礎となる思考力、判断力の養成につとめ、一方中学校に進めばその力を表現するための汎用性のあるソフトを使用している表現を学ぶという順序ではないでしょうか。

②現在は、デジタル教科書が明らかに必要とされる「読み書き障がい」の児童・生徒も教室でタブレットを使用することが認められておらず、合理的配慮に欠ける状況となっています。

ICT以前の基本的な能力とは、例えば文章を書く、読書ですが、これは基本的な能力を支えるために必須というのは多くの教育関係者が述べているところです。すでに、AIが苦手であり、人間であればこそできるとされる文章の読解ができない生徒が過半数になっているというテスト結果が出ています。

辞書についても、現在は学校では特定の単元以外で辞書引きを推奨している先生はほとんどいません。ほとんどの学校では図書室のガラスケースのなかに休眠状態の古い国語辞典がある程度です。小中学校の各クラスに辞書を整備するなどして、常に辞書が引けるような環境を整えてください。高校生以降は多くの生徒が電子辞書に移行するでしょうが、紙の辞書に親しむことには以下のようなメリットが挙げられています。

- ・一度に目にする情報量が多く、周辺情報が目に入る → 興味が喚起される。
- ・1つの見出し語の多彩な語義を一度に目にし、目的の意味を自ら選択して考える力がつく。
- ・英語の辞書では電子辞書のような「予測変換」はないので、自ら綴りを覚える力がつく。